

コンビニ証明書発行サービスについて

システムのメンテナンス作業のため、次の日時でコンビニエ ンスストアでの証明書発行サービスを停止します。

また、6月1日から、コンビニエンスストアで令和2年度 (令和元年分)の所得証明書/課税証明書を取得できるように なります。

必要な証明書の年度に気を付けてください。

発行サービス停止日時

5月26日(火) 終日

6月 1日(月) 午前6時30分~11時

間住民保険課 住民係 ☎ 286 - 3112

児童手当についてのお知らせ

「現況届 |の手続きを忘れずに!

児童手当を受給している人は、6月中に「現況届」を提出する必要があります。この届けは、6月1日の状況を把握し、引き続き手当を受ける要件を満たしているかどうかを決める大切なものです。提出がないと、6月分以降の児童手当を受給することができなくなりますので、必ず期限までに提出してください。

提出書類(その他の書類が必要な場合があります)

- ・受給者/配偶者/児童の健康保険証の写し(6月1日時点)
- ・別居監護申立書(受給者と児童が別居している場合)

提出

6月26日(金)までに役場こども未来課へ。郵送による提出も可。

支払通知書について

児童手当の6月期の支払い日は6月10日 (水)です。昨年10月の定期支払い時に、年間分の支払い予定表を送付しています。

金額などに変更がなければ、2月期/6月期に支払通知書は送付しません。支払われたかどうかは、支払い日の3時以降に金融機関などでご確認ください。

金額などに変更が生じた場合は、再度支払 通知書を送付します。

> 間こども未来課 子育て支援係 ☎ 286 - 3117

高齢者補聴器購入費用補助事業

聴力機能の低下により日常生活を営むのに 支障がある高齢者に対し、補聴器の購入費用 を予算の範囲内で助成する、「高齢者補聴器 購入費用補助事業」を開始しました。

対象者

補聴器が必要で、次の全てに該当する人です。

- ・町内に住所を有し、住民基本台帳にも記録 されていて、現に居住している 65 歳以上 の人。
- ・聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない。
- ・補聴器の必要性を認める、医師による意見書を提出することができる。
- ・申請年度に本人が住民税非課税である。

助成内容

- 上限額は3万円です。
- ・補聴器の修理や保守に係る費用は対象となりません。
- 対象は令和2年4月1日以後に購入した補聴器に限ります。
- ・本町の住民記録台帳に記録される前の補聴器購入費用は対象に なりません。

申請に必要なもの

印かん(スタンプ式は不可)/医師の意見書(証明書)/補聴器購入費に係る領収書の写し(診察料や送料等は除く)/課税の状況を確認できる書類

- ・申請できる補聴器の台数は1人1台です。
- ・申請は補聴器購入日の翌日から1年以内に行ってください。

申請・問福祉課 高齢者支援係 286 - 3114